

議案第 58 号

桐生市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例案

桐生市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例

桐生市立教育研究所設置条例(昭和 47 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「桐生市堤町一丁目 23 番 16 号」を「桐生市小曾根町 3 番 30 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 58 号 桐生市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例案

桐生市ならではの特色ある教育を推進することを目的とし、桐生市立教育研究所を(仮称)桐生市教育センターに移設するため、条例中の所在地を改めるものです。